根拠法令	■半島振興法	■過疎地域の持続的発展の	■地域再生法	■地域未来投資促進法	■市独自
(適用期限)	(R7. 3. 31)	支援に関する特別措置法 (R9.3.31)	(R8. 3. 31)	(R11. 3. 31)	
指定地区	市内全域	吾平町	地域活力向上地域	市内全域	市内全域
	(半島振興対策実施地域)	輝北町 (温味地は) スキキャス地は)	(用途地域指定区域、既存の工業団地、	(促進区域)	
対 象 業 種	<ul><li>製造業</li></ul>	(過疎地域とみなされる地域) ・製造業	<ul><li>その他企業立地が見込まれる地域)</li><li>業種は問わない。</li></ul>	<ul><li>・地域経済牽引事業</li></ul>	・左記の各法に基づ
	<ul><li>旅館業</li></ul>	· 表旦来   • 旅館業	※特定業務施設(事務所・研	①電子関連産業	く対象業種
	・情報サービス業等	<ul><li>情報サービス業等</li></ul>	究所・研修所)の本社機能等	②自動車関連産業	・道路貨物運送業
	・農林水産物等販売業	• 農林水産物等販売業	の整備 (新増設・賃貸借・用 途変更) が行われているこ	③食品関連産業	・倉庫業
	<ul><li>※市内全域で生産された農 林水産物又は当該農林水</li></ul>	※市内全域で生産された農林水		④ヘルスケア産業   ⑤航空宇宙関連産業	・こん包業
	産物を原料若しくは材料	産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、		⑥ロボット関連産業	・卸売業
	として製造、加工若しく	加工若しくは調理をしたもの		⑦情報通信関連産業	
	は調理をしたものを店舗 において主に、市内全域	を店舗において主に、市内全			
	以外の者に販売すること	域以外の者に販売することを 目的とする事業		L 型観元関連性果   として承認を受けた事業の	
	を目的とする事業	11.7C / 07/		うち、先進性を有すると国の	
				確認を受けたもの	
設備等の	資本金額 取得額	資本金額 取得額	大企業:3,800万円以上		2,000 万円超
取得額	1,000万円以下 500万円以上	5,000 万円以下 500 万円以上 1 600 万円以上	中小事業者等:1,900 万円以上	(農林漁業関連業種は 5,000万円)	
	5,000 万円以下 1,000 万円以上 5,000 万円越 2,000 万円以上	1 億円以下 1,000 万円以上 1 億円超 2,000 万円以上		[ 5, 000 /J [] /	
	<u>  3,000                                 </u>	1			
	等・農林水産物等販売業の	物等販売業の取得額は 500 万円			
	取得額は 500 万円以上	以上(資本金額要件なし)			
	(資本金額要件なし)	※資本金の規模が 5,000 万円超の法人は 新増設のみ			
対象資産	土地、家屋、償却資産	土地、家屋、償却資産	土地、家屋、償却資産	土地、家屋、償却資産	土地、家屋、償却資産
優遇内容	全額免除	全額免除 (課税免除)	全額免除	全額免除 (課税免除)	全額免除(課税免除)
7 PA HD DD	(不均一課税及び市独自の免除)	0 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	(不均一課税及び市独自の免除)	0 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	0 7 11
免除期間	3年間	3年間	3年間 東業者は見た「地域活力点	3年間 東業者は見た「地域奴汝寿	3年間
その他			事業者は県に「地域活力向 上地域特定業務施設整備	事業者は県に「地域経済牽引事業計画」を申請、承認	
			計画」を申請、認定を受け	_	
			る必要がある。		